

財産債務調書制度 (F A Q)

令和 7 年 6 月
国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）
通達	平成25年3月29日付課総8－1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」(法令解釈通達)
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」
相基通	昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達」
財産評価基本通達	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」

目 次

I 通則	1
【制度の概要等】	1
問 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。	1
問 2 財産債務調書の提出義務者について、具体的に教えてください。	4
問 3 その年の 12 月 31 日において保有する財産の価額の合計額の算定に当たって、含み損 がある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。 ..	6
問 4 財産債務調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。	6
【財産債務調書の記載に係る基本的な考え方】	7
問 5 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、 財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することと されていますが、記載事項を具体的に教えてください。	7
【財産の用途】	9
問 6 財産債務調書の記載については、財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に行う こととされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であ るのかについては、どのように判定すればよいのですか。	9
問 7 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはど のように記載すればよいのですか。	9
【財産の所在】	10
問 8 財産債務調書に記載する財産の「所在」は、どのように判定するのですか。	10
【財産の価額の算定】	12
問 9 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における時価によらなけ ればならないのですか。	12
問 10 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。	12
問 11 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。また、財産の「見積価額」 の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。	12
問 12 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価し た価額でもよいのですか。	15
【事業用財産を保有している場合の取扱い】	16
問 13 個人で事業を営んでいます。12 月 31 日現在の売掛金が多数あります。これらの売掛 金についても所在別に記載する必要がありますか。	16
問 14 不動産賃貸業を営んでいます。12 月 31 日現在の未払金や預り保証金が多数あります。 これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。	16
問 15 不動産賃貸業を営んでいます。所得税の確定申告において、国内に所在する賃貸用建 物を青色申告決算書（又は収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産とし て記載していますが、この場合、財産債務調書にも同じ内容を記載する必要があります か。	17
【財産を共有している場合の取扱い】	17
問 16 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、 持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよ いのですか。	17

【相続により財産を取得した場合の取扱い】	18
問 17 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。	18
問 18 昨年、親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年の 12 月 31 日において自分自身が保有している財産の価額の合計額では財産債務調書の提出義務者になりませんが、親から相続する予定の財産の価額を合わせると、財産債務調書の提出義務者になると思われます。この場合、財産債務調書を提出する必要があると思いますか。なお、財産の価額の合計額以外の財産債務調書の提出要件は満たしています。	19
【外貨で表示されている財産の邦貨換算】	19
問 19 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。	19
【国外財産調書と財産債務調書の関係】	20
問 20 「国外財産調書」を提出する場合でも、財産債務調書の提出義務者に該当する場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。	20
Ⅱ 財産債務調書の記載・価額の算定等（各財産に関する内容）	23
【土地・建物】	23
問 21 借地権を有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。	23
問 22 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	23
【預貯金】	24
問 23 預入高が 50 万円未満の預金口座を複数保有していますが、この預金口座について全て記載する必要がありますか。	24
【有価証券】	24
問 24 有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。	24
問 25 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。	25
問 26 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。	25
問 27 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。	25
問 28 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。	26
【未収入金】	27
問 29 小口の未収入金が複数ある場合に、この内容について全て記載する必要がありますか。	27
【家庭用動産】	27
問 30 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	27
問 31 自宅に多数の指輪やネックレスなどを保有しています（事業用ではありません）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	28

【保険・保険契約に基づく定期金に関する権利】	29
問 32 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。	29
問 33 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。	29
【預託金等】	29
問 34 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書への記載の対象になりますか。	29
【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資】	30
問 35 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。	30
【信託に関する権利】	30
問 36 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。	30
【無体財産権】	31
問 37 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。	31
【暗号資産・N F T】	31
問 38 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。	31
問 39 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいのですか。	32
問 40 国内外のマーケットプレイスで購入したN F Tを保有しています。N F Tは財産債務調書への記載の対象になりますか。	33
問 41 N F Tの価額は、どのように記載すればよいのですか。	33
【委託証拠金】	34
問 42 先物取引を行うに当たり、保有するA社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	34
【各種債務】	34
問 43 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。	34
問 44 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。	35
問 45 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。	35
問 46 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	35
Ⅲ 過少申告加算税等の特例	36
【特例の概要】	36
問 47 財産債務調書を提出している場合等の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。	36
【過少申告加算税等の加重措置の適用要件】	37
問 48 所得税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について	

教えてください。.....	37
【過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは】.....	38
問 49 過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは、具体的 にどのようなことをいうのですか。.....	38
【財産債務調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続財産債務を有する者の責めに 帰すべき事由がない場合」とは】.....	38
問 50 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを 指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務 を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどういった場合が該当する のか教えてください。.....	38
問 51 X1～X3 年の各年分の所得税の税務調査において、X1 年に相続した財産（以下この問 において「相続財産」といいます。）Cに係る所得について申告漏れを指摘されました。 各年の状況は次のとおりですが、いずれの年分も財産債務調書を提出していません。こ の場合の相続財産Cに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適 用について教えてください。.....	39
【年の途中で財産又は債務を有しなくなった場合の取扱い】.....	41
問 52 令和 5 年中に国内で保有していた株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告 漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、 どの年分の財産債務調書になりますか。.....	41
【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】.....	42
問 53 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に 係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。.....	42
IV その他.....	43
【提出した財産債務調書に誤りがあった場合の取扱い】.....	43
問 54 提出した財産債務調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法について教えてく ださい。.....	43
【財産債務調書の提出方法】.....	43
問 55 財産債務調書は電子申告でも提出することができますか。.....	43

I 通則

【制度の概要等】

問 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、次の(1)又は(2)に該当する方に、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の6月30日^特までに、所得税の納税地等の所轄税務署長に提出していただく制度です（国外送金等調書法6の2①本文、③前段）。

財産債務調書を提出しなければならない方の概略は、次のとおりです（詳細については、問2をご参照ください）。

- (1) 次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方

イ 所得税の確定申告書を提出すべき方

ロ 一定の所得税の還付申告書を提出することができる方

- (2) 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者の方（上記(1)により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方

（注） 令和4年分以前の財産債務調書の提出期限は、その年の翌年の3月15日です。

- なお、財産債務調書の提出に当たっては、財産債務調書に記載した財産の価額及び債務の金額をその区分ごとに合計した金額を記載した、「財産債務調書合計表」を添付する必要があります（国外送金等調書規則別表第四備考4）。

- 「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」は、e-Taxでも提出することができます（問55参照）。

[illegible]

税務署長 年 月 日		令和 年 12 月 31 日分	財産債務調書合計表		FA 6003
住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	〒		個人番号		
			フリガナ		
			氏 名		
			性別 男 女	職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
		生年月日		国外財産調書の提出有	
			整理番号		

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 (④、⑮、⑯以外) ⑰	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 上場株式 ⑥		預託金等 ⑳	
取得価額 ㉑		組合等に対する出資 ㉒	
特定有価証券を除く 非上場株式 ㉓		信託に関する権利 ㉔	
取得価額 ㉕		無体財産権 ㉖	
株式以外の有価証券 ㉗		暗号資産 ㉘	
取得価額 ㉙		その他の財産 (上記以外) ㉚	
特定有価証券※ ㉛		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉜	
匿名組合契約の出資の持分 ㉝		財産の価額の合計額 ㉞	
取得価額 ㉟		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㊱	
未決済信用取引等に係る権利 ㊲		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷	
取得価額 ㊸		債務の区分	債務の金額
未決済デリバティブ取引に係る権利 ㊹		借入金 ㊺	
取得価額 ㊻		未払金 ㊻	
貸付金 ㊼		その他の債務 ㊼	
未収入金 ㊽		債務の金額の合計額 ㊽	

備考 (訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。)

税理士 署名 電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">通信日付印</td> <td style="width: 10%;">確認</td> <td style="width: 10%;">異動年月日</td> <td style="width: 10%;">身元確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚数</td> <td colspan="3">区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td></td> <td>G</td> <td>H</td> <td>I</td> </tr> </table>	通信日付印	確認	異動年月日	身元確認			年 月 日		枚数	区分				A	B	C		D	E	F		G	H	I
通信日付印	確認	異動年月日	身元確認																						
		年 月 日																							
枚数	区分																								
	A	B	C																						
	D	E	F																						
	G	H	I																						

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

問2 財産債務調書の提出義務者について、具体的に教えてください。

(答)

○ 次の(1)又は(2)に該当する方は、財産債務調書の提出が必要になります（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、国外送金等調書令12の2⑦）。

(1) 次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額^(注1、2)が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産^(注3)を有する方

イ 所得税の確定申告書を提出すべき方^(注4)

ロ 所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額^(注5)が配当控除の額、年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額及び令和6年分の所得税の定額減税額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方

(2) 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者^(注6)の方（上記(1)により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方^(注7)

(注) 1 「各種所得金額の合計額」には、①源泉分離課税の所得、②平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の公社債の利子等のうち確定申告をしないことを選択したもの、③少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、④内国法人から支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まれません。

2 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です（国外送金等調書令12の2⑤）。

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・ 純損失や雑損失の繰越控除
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

3 国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度（所得税法60の2、60の3）の対象となる財産をいい、具体的には、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます（国内に所在するか国外に所在するかを問いません。）（国外送金等調書法6の2①本文）。

4 その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超えると（提出する申告書が還付申告書となる場合を除きます。）は、原則として確定申告をする必要があります。所得税の申告義務の有無に関しては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の《パンフレット・手引「確定申告書等の様式・手引き等」》をご覧ください。

5 申告分離課税の対象となる所得金額がある場合には、その合計額に「申告分離課税の対象

となる所得金額に対して課される所得税の額」を加算します(国外送金等調書令12の2⑥)。

なお、ここでいう「所得税の額の合計額」とは、所得税法及びその他の法令の規定により確定申告書の提出又は確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等は、全て適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額(所基通120-1と同様の取扱いとなります。)に基づき計算した所得税の額の合計額をいいます。

- 6 居住者(非永住者を含みます。)であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判定することとされています(国外送金等調書法6の2③前段、通達6の2-2)。

所得税法に規定する「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、「非永住者」とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます(所得税法2①三、四)。

ここでいう「住所」とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定することになります。また、「居所」とは、各人の生活の本拠ではないものの、現実に住居している場所をいいます。

なお、国の内外にわたって居住地が異動する方の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、所得税法施行令第14条及び第15条の規定があることに留意する必要があります(所基通2-1)。

また、国内に居所を有していた方が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間(以下この注記において「在外期間」といいます。)中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、所得税法第2条第1項第3号及び第4号の規定を適用することになります(所基通2-2)。

- 7 令和5年分以後の財産債務調書について適用されます。

○ なお、財産債務調書の提出義務の判定に当たっては、次の点にご留意ください。

- (1) 財産の価額の合計額の算定に当たっては、国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含めて算定する必要があります(国外に所在する財産が5,000万円を超える方は、問20をご参照ください)。

なお、ここでいう「財産の価額」とは、財産の価額の総額をいい、財産の価額の総額から債務の金額を差し引かず算定します。

- (2) 相続の開始の日の属する年(以下「相続開始年」といいます。)の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務(以下「相続財産債務」といいます。)を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します(国外送金等調書法6の2②、④)。

- (3) 財産債務調書の提出期限まで(その年の翌年の1月1日から6月30日までの間)に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しないこととされています(国外送金等調書法6の2①ただし書、③後段)。

そのため、その死亡した年の前年分の所得税の確定申告書を提出する必要がある場合であっても、その死亡した年の前年分の財産債務調書を提出する必要はありません。

問3 その年の12月31日において保有する財産の価額の合計額の算定に当たって、含み損がある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。

(答)

- その年の12月31日において保有する財産の価額の合計額の算定に当たっては、含み損のある信用取引等やデリバティブ取引に係る権利の価額を含めて判定します。
- なお、その年の12月31日において未決済の信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利の価額については、見積価額として、その年の12月31日において決済したとみなして算出した利益の額又は損失の額とすることができます（問11参照）。

この場合、含み損のある信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利について、その価額（見積価額）が負（マイナス）となる場合には、財産の価額の合計額を算定する際に、他の財産の価額と通算して計算します。

問4 財産債務調書は、住所地を所轄する税務署長に提出すればよいのですか。

(答)

- 所得税の確定申告書を提出すべき方又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方（問2参照）の財産債務調書の提出先は、所得税の納税地を所轄する税務署長となります（国外送金等調書法6の2①本文）。
- 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者の方（上記により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方の財産債務調書の提出先は、次の区分に応じた税務署長となります（国外送金等調書法6の2③一、二）。
 - (1) 所得税の納税義務がある方
所得税の納税地を所轄する税務署長
 - (2) 上記(1)以外の方
住所地（国内に住所がないときは、居所地）を所轄する税務署長
- なお、提出先は、財産債務調書を提出する際の住所地等により判定することとされています（通達6の2-3(1)）。
- また、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付することとされています（国外送金等調書規則別表第四備考4）。

【財産債務調書の記載に係る基本的な考え方】

問5 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。

(答)

○ 財産債務調書には、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することとされています。

具体的には、国外送金等調書規則別表第三に規定するとおり、「財産債務の区分」に応じて、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」又はその債務の「金額」などを記載することとなります（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令12の2⑧、国外送金等調書規則15①）。

○ なお、財産債務の区分が、「(六) 有価証券」（特定有価証券^(注)を除きます。）、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、「取得価額」の記載も必要です（国外送金等調書規則別表第三）（取得価額の例については、問28をご参照ください。）。

(注) 「特定有価証券」とは所得税法施行令第170条第1項に規定する有価証券をいい、具体的には、次に掲げる有価証券で所得税法第161条第1項第12号に掲げる国内源泉所得を生ずべきものをいいます（国外送金等調書規則別表第三備考三）。

- ・ 所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式等で、同項に規定する譲渡についての制限が解除されていないもの
- ・ 所得税法施行令第84条第3項各号に掲げる権利（一定の新株予約権など）でその権利を行使したならば同項の規定の適用のあるものを表示する有価証券

○ また、財産債務の区分によっては、「所在」欄に、所在地のほか、「その他必要な事項」として債権債務の相手方等の氏名又は名称等の記載を要するものもあります（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、通達6の2-6、6の2-7、6の2-9）。

○ 財産債務の区分ごとの具体的な記載事項については、
・ [参考] 財産債務の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第三抜粋）
・ [参考] 財産債務の所在欄に記載すべき氏名又は名称等に関する記載事項
をご参照ください（財産の所在の判定については、問8をご参照ください。）。

○ 財産債務調書の記載例については、国税庁ホームページの《申告手続・用紙（法定調書関係）》（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/291025_10.pdf）をご覧ください。

〔参考〕 財産債務の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第三抜粋）

財産債務の区分	記 載 事 項
(一) 土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額
(二) 建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
(三) 山林	用途別及び所在別の面積及び価額
(四) 現金	用途別及び所在別の価額
(五) 預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額
(六) 有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額（特定有価証券にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額）
(七) 匿名組合契約の出資の持分	種類別（匿名組合の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(八) 未決済信用取引等に係る権利	種類別（信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	種類別（先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(十) 貸付金	用途別及び所在別の価額
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	用途別及び所在別の価額
(十二) 書画骨とう及び美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く。）
(十三) 貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産	種類別（(四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額（一個又は一組の価額が10万円未満のものを除く。）
(十五) その他の財産	種類別（(一)から(十四)までに掲げる財産以外の財産について、預託金、保険の契約に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十六) 借入金	用途別及び所在別の金額
(十七) 未払金（支払手形を含む。）	用途別及び所在別の金額
(十八) その他の債務	種類別（前受金、預り金など適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び金額

【参考】財産債務の所在欄に記載すべき氏名又は名称等に関する記載事項

財産債務の区分	氏 名 又 は 名 称
(五) 預貯金	預貯金を預け入れている金融機関の名称及び支店名 ^(注)
(六) 有価証券	有価証券の保管等を委託している場合には、有価証券取引に係る金融機関の名称及び支店名
(七) 匿名組合契約の出資の持分	金融機関に取引を委託している場合には、その名称及び支店名
(八) 未決済信用取引等に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、信用取引等に係る金融機関の名称及び支店名
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	金融機関に取引を委託している場合には、デリバティブ取引に係る金融機関の名称及び支店名
(十) 貸付金	貸付金に係る債務者の氏名又は名称
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	未収入金に係る債務者の氏名又は名称
(十五) その他の財産	預託金等の預入れ先の氏名又は名称
(十六) 借入金	借入金に係る債権者の氏名又は名称
(十七) 未払金（支払手形を含む。）	未払金に係る債権者の氏名又は名称
(十八) その他の債務	預り金等の預り先の氏名又は名称

(注) その年の12月31日における一口の預入高が50万円未満の預貯金については、「所在」欄に金融機関の名称・支店名・所在地を記載することに加えて、同欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略することができます（通達6の2－6(4)）。

【財産の用途】

問6 財産債務調書の記載については、財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に行うこととされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。

(答)

- 財産債務の用途の「事業用」とは財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とはその事業又は業務以外の用に供することをいいます（国外送金等調書規則別表第三備考一）。
- したがって、財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、その財産又は債務を上記の事業又は業務の用に供しているか否かにより判定することとなります。

問7 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載すべき財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、一般用部分と事業用部分とを区分することなく、財産債務調書に記載することができます。その場合には、財産債務調書の記載に当たり、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価

額」欄は、用途別に区分することなく算定した財産の価額又は債務の金額を記載して差し支えありません（通達6の2－6(1)、6の2－8(1)）。

【財産の所在】

問8 財産債務調書に記載する財産の「所在」は、どのように判定するのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の所在は、相続税法第10条第1項及び第2項の規定の定めるところにより判定することとされています（国外送金等調書法6の2⑥、国外送金等調書令10①、12の2①）。

○ ただし、有価証券等^(注1)が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿^(注2)に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、上記にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書令10②、12の2①、国外送金等調書規則12③ただし書、④、15②、③、通達6の2－7）。

(注) 1 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第10条第1項第7号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第10条第1項第8号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第10条第1項第9号に掲げる財産）に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債（相続税法第10条第2項に規定する財産）
- ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第10条第2項に規定する財産）
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第12条第3項第2号に規定する財産）
- ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第12条第3項第3号に規定する財産）に係る有価証券
- ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第12条第3項第4号に規定する財産）に係る有価証券

2 「振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

○ 財産の種類ごとの「所在」の具体的な内容については、次表をご参照ください。

〔参考〕 財産の所在

	財産の種類	所在	
1	動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在	
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)	
3	鉱業権若しくは租鉱権又は採石権	鉱区又は採石場の所在	
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画	
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在 ^(注3)	
6	保険金（保険の契約に関する権利を含む。） ^(注4)	その保険の契約に係る保険会社等の本店又は主たる事務所の所在	
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含む。） ^(注5)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在	
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注6)	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注9)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）を含む。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注7、8)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在	
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在	
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在	
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在	
13	1から12までの財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利	その営業所又は事業所の所在	
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注9)
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国	
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除く。）	その預託金等の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在	
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書	その有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在	口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在 ^(注9)
18	組合契約等に基づく出資	組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在	
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在	
20	未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利	これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在	
21	1から20までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）の所在	

- (注) 1 船籍のない船舶については、相基通 10-1 に基づき、動産としてその所在を判定します。
- 2 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第 1 条の 13 各号に掲げるものをいいます。
- 3 その年の 12 月 31 日における一口の預入高が 50 万円未満のものについては、「所在」欄に金融機関の名称・支店名・所在地を記載することに加えて、同欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略することができます。
- 4 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調書規則第 15 条第 2 項において準用する国外送金等調書規則第 12 条第 2 項の規定の適用があります。
- 5 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第 1 条の 3 各号に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
- 6 債務者が 2 以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がいないときは、相続税法施行令第 1 条の 14 の規定により判定した一の債務者となります。
- 7 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第 1 条の 15 第 1 項に規定する外国預託証券をいいます。
- 8 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」の所在については、国外送金等調書規則第 15 条第 2 項において準用する国外送金等調書規則第 12 条第 2 項の規定の適用があります。
- 9 左記の財産に係る有価証券が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

【財産の価額の算定】

問 9 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における時価によらなければならないのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ②、国外送金等調書規則 12⑤、15④）。
- これは、財産の価額について、その年の 12 月 31 日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。
- したがって、財産債務調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定して記載しても差し支えありません。
- なお、「時価」については問 10 を、「見積価額」については問 11 を、それぞれご参照ください。

問 10 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 財産の「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます（通達 6 の 2－10 前段）。
その価額は、財産の種類に応じて異なりますが、例えば、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等^(注)については金融商品取引所等の公表するその年の 12 月 31 日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格（通達 6 の 2－10 前段括弧書））等となります。
- (注) 「上場株式等」には、金融商品取引所に上場されている株式等のほか、登録銘柄等の公表相場があるものを含みます。

問 11 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。また、財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 財産の「見積価額」とは、その財産の種類等に応じた次の価額をいいます（国外送金等調書規則 12⑤、15④、通達 6 の 2－10 後段、6 の 2－12）。
- ① 事業所得の基因となる棚卸資産
その年の 12 月 31 日における「棚卸資産の評価額」
- ② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産
その年の 12 月 31 日における「減価償却資産の償却後の価額」
- ③ 上記①及び②の財産以外の財産

その年の12月31日における「財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」

- なお、上記③の合理的な方法により算定された財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達6の2－11）。

財産の種類	見積価額の算定方法
土地	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第381条の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。） (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額 (3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額
建物	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) 上記「土地」の(1)から(3)までに掲げる価額 (2) 業務の用に供する資産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額 （注） 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額とします。 また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。
山林	○ 上記「土地」の(1)から(3)までに掲げる価額
預貯金	○ その年の12月31日における預入高 （注） 定期預金（定期貯金を含みます。以下「定期預金等」といいます。）で、その年の12月31日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預け入れた元本の金額を見積価額として差し支えありません。
有価証券 （金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券）	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその有価証券を譲渡した場合における譲渡価額 (3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額

財産の種類	見積価額の算定方法
	イ 株式については、当該株式の発行法人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額 ロ 新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、同日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額 （注） 「同日におけるその目的たる株式の見積価額」については、(1)・(2)・(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。 (4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額
匿名組合契約の出資の持分	○ 匿名組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。
未決済信用取引等に係る権利	○ 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額
未決済デリバティブ取引に係る権利	○ 次の(1)又は(2)の方法により算定した価額 (1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(2)において「みなし決済損益額」といいます。） (2) 上記(1)以外のデリバティブ取引 イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積

財産の種類	見積価額の算定方法
	将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じです。）に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日直前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額） ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として1円
貸付金	○ その年の12月31日における貸付金の元本の額
未収入金 (受取手形を含みます。)	○ その年の12月31日における未収入金の元本の額
書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額 (3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額
現金、書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類以外の動産	○ 家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの財産で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額 (注) 1 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額とします。 また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。 2 家庭用動産で、かつ、その取得価額が300万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該財産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えありません。

問 12 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

○ 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格の計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

財産債務調書に記載する財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【事業用財産を保有している場合の取扱い】

問 13 個人で事業を営んでいます。12月31日現在の売掛金が多数あります。これらの売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令12の2⑧、国外送金等調書規則15①）。
- 売掛金などの債権については、その所在別（相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在別）に、その価額を記載することとなります。
- ただし、売掛金のような事業上の債権のうち一定のものについては、その記載を簡略化することができます。具体的には、「未収入金」又は「その他の財産」に区分される財産のうち、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の12月31日における価額が300万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数と総額を記載することとして差し支えないこととされています（通達6の2-6(6)）。この場合において、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、総額で記載することとした財産も含める必要があります（通達6の2-1）。

問 14 不動産賃貸業を営んでいます。12月31日現在の未払金や預り保証金が多数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する債務の区分（問5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その債務の「金額」などを記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令12の2⑧、国外送金等調書規則15①）。
- 未払金や預り保証金など事業上の債務については、その所在別（相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在別）に、その金額を記載することとなります。
- ただし、その年の12月31日における債務の金額が300万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数と総額を「借入金」、「未払金」又は「その他の債務」ごとに記載することとして差し支えありません（通達6の2-8(2)）。

問 15 不動産賃貸業を営んでいます。所得税の確定申告において、国内に所在する賃貸用建物を青色申告決算書（又は収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載していますが、この場合、財産債務調書にも同じ内容を記載する必要がありますか。

（答）

- 財産債務調書には、財産を国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考] 参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
 - ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する減価償却資産を保有し、所得税の確定申告において所得税法施行規則第 47 条の 3 の確定申告書に添付すべき書類（収支内訳書）又は同規則第 65 条第 1 項の青色申告書に添付すべき書類（青色申告決算書）の「減価償却費の計算」欄に所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産として同資産を記載している場合には、財産債務調書にその減価償却資産の価額^{（注）}の総額を記載することとして差し支えありません。この場合において、国内に所在する財産と国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に区分して総額を記載する必要があります（通達 6 の 2－6(7)）。
- （注） その年の 12 月 31 日における減価償却資産の償却後の価額をいいます（国外送金等調書規則 12 ⑤、15④）。
- お尋ねの建物については、不動産所得を生ずべき事業又は業務の用に供する減価償却資産に該当しますので、当該建物を収支内訳書又は青色申告決算書に減価償却資産として記載している場合には、所在別に区分することなく、その価額の総額を記載することとして差し支えありません。この場合において、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、総額で記載することとした財産も含める必要があります（通達 6 の 2－1）。

【財産を共有している場合の取扱い】

問 16 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

（答）

- 財産債務調書に記載する財産が共有財産である場合は、その財産の価額は次により算定します（通達 5－15、6 の 2－14）。
 - ① 持分が定まっている場合
その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額
 - ② 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含みます。）
その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額
- したがって、お尋ねの持分が明らかでない共有財産である別荘の価額については、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その時価又は見積価額の 2 分の 1 の価額を財産債務調書に記載します。

(注) 国外財産調書を提出しなければならない方は、国外財産調書に記載する国外財産については、財産債務調書に記載する必要はありません（国外財産の価額を除きます。詳細は、問 20 をご参照ください。）。

【相続により財産を取得した場合の取扱い】

問 17 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。

(答)

○ 財産債務調書の提出義務については、その年の 12 月 31 日において判断することから、相続人の財産債務調書の提出義務については、次の価額により判断することになります（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、国外送金等調書令 10⑥、12 の 2 ④、通達 5－15、6 の 2－14）。

① その年の 12 月 31 日において相続により取得した財産の全部又は一部が共同相続人によって分割されていない場合には、その分割されていない財産については、各共同相続人が民法（第 904 条の 2 を除きます。）の規定による相続分に従ってその財産を取得したものとして計算した価額

② 上記以外の場合には、それぞれが分割により取得した財産の価額

(参考 1) 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

(参考 2) 遺産分割には遡及効があることから（民法 909）、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

すなわち、財産債務調書の提出後に遺産分割が行われた場合であっても、原則として、その年の 12 月 31 日における共有状態（遺産分割前の共有状態）でその提出義務を判断することになるため、遺産分割により実際に取得した財産の価額で再計算した財産債務調書を再提出（法定相続分であん分した価額により提出義務がないと判断していた場合は、新たに提出）する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出（又は提出）いただいても差し支えありません。

問 18 昨年、親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年の 12 月 31 日において自分自身が保有している財産の価額の合計額では財産債務調書の提出義務者になりませんが、親から相続する予定の財産の価額を合わせると、財産債務調書の提出義務者になると思われます。この場合、財産債務調書を提出する必要がありますか。なお、財産の価額の合計額以外の財産債務調書の提出要件は満たしています。

(答)

○ 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します（国外送金等調書法 6 の 2 ②、④）。

○ お尋ねの場合については、相続により取得する予定の財産を除いた自身で保有している財産の価額の合計額が財産債務調書の提出基準を満たしていない場合には、相続開始年の年分の財産債務調書を提出しないことを選択できます。

財産債務調書の提出義務者については、問 2 をご参照ください。

○ なお、相続開始年の翌年以降については、その年の 12 月 31 日において保有している財産の価額に相続した財産の価額を含めて財産債務調書の提出義務を判断することになります（遺産分割が未了の場合における相続財産の価額の算定方法については、問 17 をご参照ください）。

【外貨で表示されている財産の邦貨換算】

問 19 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

○ 財産の価額及び債務の金額が外国通貨で表示される場合における当該財産の価額及び債務の金額の本邦通貨への換算は、その年の 12 月 31 日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ⑥、国外送金等調書令 10⑤、12 の 2 ③）。

○ 具体的には、財産については、財産債務調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の 12 月 31 日における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）^(注) 又はこれに準ずる相場（同日にこれらの相場がない場合には、同日前のこれらの相場のうち、同日に最も近い日のこれらの相場）により邦貨に換算し、財産債務調書に記載することとされています（通達 6 の 2-17）。

（注） 債務については、その年の 12 月 31 日における最終の対顧客直物電信売相場（TTS）となります。

○ なお、財産が預貯金等で、取引金融機関が特定されている場合には、その預貯金等を預け入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

【国外財産調書と財産債務調書の関係】

問 20 「国外財産調書」を提出する場合でも、財産債務調書の提出義務者に該当する場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。

(答)

- 「国外財産調書」の提出が必要な方^(注)であっても、財産債務調書の提出義務者に該当する場合は、財産債務調書の提出も必要になります。

財産債務調書の提出義務者については、問 2 をご参照ください。

(注) 「国外財産調書」の提出が必要な方とは、居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産（相続開始年の年分の国外財産調書については、相続国外財産は除くことができます。）を有する方です（国外財産調書制度（FAQ）問 2 参照）。

- この場合、「財産債務調書」には国外財産に係る事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされていますので（国外送金等調書法 6 の 2 ⑤）、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載してください（記載箇所については、次の「[参考]『財産債務調書』に係る国外財産の価額の記載箇所」及び「[参考]『財産債務調書合計表』に係る国外財産の価額の記載箇所」をご参照ください。）。
- なお、国外に存する債務については「財産債務調書」に記載する必要があります。

〔参考〕「財産債務調書」に係る国外財産の価額の記載箇所（「国外財産調書」を提出する場合）

[illegible]

〔参考〕「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載箇所（「国外財産調書」を提出する場合）

税務署長 年 月 日 令和 年 12 月 31 日分 財産債務調書合計表		F A 6 0 0 3																																																																																												
〒 - 住所 又は 事業所 事務所 居所など	個人番号 	提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄から⑭欄への記載は要しません。																																																																																												
フリガナ 	氏名 																																																																																													
性別 男 ☐ 女 ☐	職業 																																																																																													
電話番号 	（自宅・勤務先・携帯） 																																																																																													
生年月日 	国外財産調書の提出有 ☐																																																																																													
整理番号 																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">財産の区分</th> <th style="width: 10%;">財産の価額又は取得価額</th> <th style="width: 10%;">財産の区分</th> <th style="width: 10%;">財産の価額又は取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土地 ①</td><td> </td><td>書画骨とう美術工芸品 ⑮</td><td> </td></tr> <tr><td>建物 ②</td><td> </td><td>貴金属類 ⑯</td><td> </td></tr> <tr><td>山林 ③</td><td> </td><td>動産 ⑰</td><td> </td></tr> <tr><td>現金 ④</td><td> </td><td>（④、⑮、⑯以外）</td><td></td></tr> <tr><td>預貯金 ⑤</td><td> </td><td>保険の契約に関する権利 ⑱</td><td> </td></tr> <tr><td>有価証券</td><td></td><td>株式に関する権利 ⑲</td><td> </td></tr> <tr><td> 上場株式 ⑥</td><td> </td><td>預託金等 ⑳</td><td> </td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉗</td><td> </td><td>組合等に対する出資 ㉑</td><td> </td></tr> <tr><td>特定有価証券を除く</td><td></td><td>信託に関する権利 ㉒</td><td> </td></tr> <tr><td> 非上場株式 ⑦</td><td> </td><td>無体財産権 ㉓</td><td> </td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉘</td><td> </td><td>暗号資産 ㉔</td><td> </td></tr> <tr><td>株式以外の有価証券 ⑧</td><td> </td><td>その他の財産（上記以外） ㉕</td><td> </td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉙</td><td> </td><td>国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉖</td><td> </td></tr> <tr><td>特定有価証券※ ⑨</td><td> </td><td>財産の価額の合計額 ㉗</td><td> </td></tr> <tr><td>匿名組合契約の出資の持分 ⑩</td><td> </td><td>国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉘</td><td> </td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉚</td><td> </td><td>国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉙</td><td> </td></tr> <tr><td>未決済信用取引等に係る権利 ⑪</td><td> </td><td>（㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝）</td><td></td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉛</td><td> </td><td>債務の区分</td><td>債務の金額</td></tr> <tr><td>未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫</td><td> </td><td>借入金 ㉟</td><td> </td></tr> <tr><td> 取得価額 ㉜</td><td> </td><td>未払金 ㊱</td><td> </td></tr> <tr><td>貸付金 ⑬</td><td> </td><td>その他の債務 ㊲</td><td> </td></tr> <tr><td>未収入金 ⑭</td><td> </td><td>債務の金額の合計額 ㊳</td><td> </td></tr> </tbody> </table> 備考（訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。） 税理士署名 整理欄 通信日付印 確認 異動年月日 身元確認 「㉖国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「㉘国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。 22			財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額	土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮		建物 ②		貴金属類 ⑯		山林 ③		動産 ⑰		現金 ④		（④、⑮、⑯以外）		預貯金 ⑤		保険の契約に関する権利 ⑱		有価証券		株式に関する権利 ⑲		上場株式 ⑥		預託金等 ⑳		取得価額 ㉗		組合等に対する出資 ㉑		特定有価証券を除く		信託に関する権利 ㉒		非上場株式 ⑦		無体財産権 ㉓		取得価額 ㉘		暗号資産 ㉔		株式以外の有価証券 ⑧		その他の財産（上記以外） ㉕		取得価額 ㉙		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉖		特定有価証券※ ⑨		財産の価額の合計額 ㉗		匿名組合契約の出資の持分 ⑩		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉘		取得価額 ㉚		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉙		未決済信用取引等に係る権利 ⑪		（㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝）		取得価額 ㉛		債務の区分	債務の金額	未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		借入金 ㉟		取得価額 ㉜		未払金 ㊱		貸付金 ⑬		その他の債務 ㊲		未収入金 ⑭		債務の金額の合計額 ㊳	
財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額																																																																																											
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮																																																																																												
建物 ②		貴金属類 ⑯																																																																																												
山林 ③		動産 ⑰																																																																																												
現金 ④		（④、⑮、⑯以外）																																																																																												
預貯金 ⑤		保険の契約に関する権利 ⑱																																																																																												
有価証券		株式に関する権利 ⑲																																																																																												
上場株式 ⑥		預託金等 ⑳																																																																																												
取得価額 ㉗		組合等に対する出資 ㉑																																																																																												
特定有価証券を除く		信託に関する権利 ㉒																																																																																												
非上場株式 ⑦		無体財産権 ㉓																																																																																												
取得価額 ㉘		暗号資産 ㉔																																																																																												
株式以外の有価証券 ⑧		その他の財産（上記以外） ㉕																																																																																												
取得価額 ㉙		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉖																																																																																												
特定有価証券※ ⑨		財産の価額の合計額 ㉗																																																																																												
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉘																																																																																												
取得価額 ㉚		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉙																																																																																												
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		（㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝）																																																																																												
取得価額 ㉛		債務の区分	債務の金額																																																																																											
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		借入金 ㉟																																																																																												
取得価額 ㉜		未払金 ㊱																																																																																												
貸付金 ⑬		その他の債務 ㊲																																																																																												
未収入金 ⑭		債務の金額の合計額 ㊳																																																																																												

Ⅱ 財産債務調書の記載・価額の算定等（各財産に関する内容）

【土地・建物】

問 21 借地権を有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
- 借地権については、「土地」に該当するものとして記載してください。

問 22 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
- なお、同別表に規定する 2 以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて財産の価額を算定することが困難な場合には、これらの財産は一体のものとしてその財産の価額を算定し、いずれかの財産の区分にまとめて記載することができます（通達 6 の 2 - 6 (2)）。
- お尋ねのリゾートマンション（土地付建物）については、財産債務調書の各欄に次のとおり記載してください。

〔参考〕 2 以上の財産からなる財産に係る財産債務調書（各欄）の記載要領

各 欄	記 載 要 領
財産債務の区分	「建物」
用 途	「一般用」
所 在	リゾートマンションが所在する「住所」
数 量	上段に「戸数」、下段に「床面積」
価 額	建物及び土地の合計額
備 考	価額には「土地を含む」旨

【預貯金】

問 23 預入高が 50 万円未満の預金口座を複数保有していますが、この預金口座について全て記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
- 預貯金については、「種類」欄に預貯金の種類、「用途」欄にその用途（一般用及び事業用の別）、「所在」欄に金融機関の名称・支店名・所在地、「財産の価額又は債務の金額」欄にその年の 12 月 31 日における預入高を記載することとなります。
- ただし、その年の 12 月 31 日における一口の預入高が 50 万円未満の預貯金については、「所在」欄に金融機関の名称・支店名・所在地を記載することに加えて、同欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略することができます（通達 6 の 2－6(4)）。この場合において、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、その省略することとした預貯金の金額を含めないこととして差し支えありません。
- なお、定期預金等で、その年の 12 月 31 日においてその定期預金等に係る預入期間が満了していないものについては、その契約の時に預け入れした元本の金額を記載いただいて差し支えありません（通達 6 の 2－11(4)注書）。

【有価証券】

問 24 有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の所在は、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定の定めるところにより記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ⑥、国外送金等調書令 10 ①、12 の 2 ①）。
- ただし、有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により記載することとされています（国外送金等調書令 10②、12 の 2 ①、国外送金等調書規則 12③ただし書、④、15②、③、通達 6 の 2－7）（問 8 参照）。

問 25 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。

また、有価証券に区分される財産については、「種類別」は「株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別」とすることとされています（国外送金等調書規則別表第三）。

- ただし、特定口座内に保有する上場株式等については、「種類別」のうち「銘柄の別」に区分することなく、所在別、種類別（株式、公社債、投資信託等の別）に、それぞれ一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません（通達 6 の 2－6(5)）。
- なお、特定口座内で上場株式等の信用取引又は発行日取引を行っている場合で、その年の 12 月 31 日において決済していないものについては、「未決済信用取引等に係る権利」に区分される財産に該当しますが、当該口座内の当該信用取引等に係る権利についても、「種類別」のうち「銘柄の別」に区分することなく、所在別、種類別（株式、公社債、投資信託等の別）に、それぞれ一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません。

問 26 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 非課税口座内に保有する上場株式等については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」の数量及び価額並びに取得価額を記載することとされていますが、「種類別」については、「銘柄の別」に区分することなく、株式、投資信託等の別に、それぞれ一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません（通達 6 の 2－6(5)）。

問 27 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- ストックオプションに関する権利については、その目的となっている株式の種類に応じて、例えば、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－11(5)）。

【計算式】

$$\begin{aligned} & \left(\text{「その年の 12 月 31 日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」} \right. \\ & \quad \left. - \text{「1 株当たりの権利行使価額」} \right) \times \text{「権利行使により取得することができる株式数」} \end{aligned}$$

- なお、上記算式の「その年の 12 月 31 日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」に

については、例えば、金融商品取引所等に上場等されている株式の場合には、金融商品取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格により、また、金融商品取引所等に上場等されていない株式の場合には、適正と認められる売買実例価額などによって価額を算定します（問10、11参照）。

- また、その年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないストックオプションに関する権利については、財産債務調書への記載を要しません（通達6の2-4(1)口注書）。
- そのほか、株価を指標としてその価値相当額を現金で支給することとされている自社株連動型報酬（ファントム・ストック）に関する権利や、一定期間経過後に株式を無償取得することができる権利である制限株式ユニット（RSU）についても、上記と同様に算定して差し支えありません。

問28 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。

（答）

- 財産債務の区分が、「(六) 有価証券」（特定有価証券（問5（注）参照）を除きます。）、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、その年の12月31日における価額のほか、取得価額の記載が必要です（国外送金等調書規則別表第三）（問5[参考]参照）。
- これらの財産に係る取得価額については、次のように算定することができます（通達6の2-13）。

財産の種類	取得価額の算定方法
有価証券・匿名組合契約の出資の持分	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額 (2) 相続（限定承認を除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除きます。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額 (3) (1)、(2)その他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額 イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額 ロ その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額
未決済信用取引等に係る権利・未決済デリバティブ取引に係る権利	○ 当該財産のその年の12月31日における価額を、同日においてそれらの取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額により記載する場合には（問11参照）、当該財産の取得価額は零とします。

【未収入金】

問 29 小口の未収入金が複数ある場合に、この内容について全て記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
- 未収入金については、「用途」欄にその用途（一般用及び事業用の別）、「所在」欄に債務者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在、「財産の価額又は債務の金額」欄にその年の 12 月 31 日における未収入金の元本の額を記載することとなります（通達 6 の 2－11(10)）。
- ただし、用途が事業用であり、かつ、その年の 12 月 31 日における元本の額が 300 万円未満の未収入金については、所在別（債務者別）に区分することなく、その件数及び総額を記載することとして差し支えありません（通達 6 の 2－6(6)）。この場合において、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、総額で記載することとした財産も含める必要があります（通達 6 の 2－1）。

事業用財産を保有している場合の取扱いについては、問 13～問 15 をご参照ください。

【家庭用動産】

問 30 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。
- 家庭用動産については、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されます（国外送金等調書規則別表第三、通達 6 の 2－4(3)）。
- また、「その他の動産」に区分される財産のうち、一個又は一組の価額が 10 万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第三）。したがって、「その他の動産」に区分される家庭用動産を財産債務調書に記載するに当たっては、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについて、種類別、所在別にその数量と価額を記載することとなります。

○ ただし、「その他の動産」に区分される家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 300 万円未満のものについては、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものと取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 6 の 2－11(12)注書）、その動産については、財産債務調書への記載を要しないこととなります。

○ なお、財産債務調書への記載を要しないこととなる「その他の動産」については、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たり、その価額を含めないこととして差し支えありません。

問 31 自宅に多数の指輪やネックレスなどを保有しています（事業用ではありません。）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

（答）

○ 財産債務調書の記載については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分（問 5 [参考]参照）に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」などを記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段、⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①）。

○ 家庭用動産については、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されますが（国外送金等調書規則別表第三、通達 6 の 2－4(3)）、貴金属類のうち装身具として用いられるものについては、その用途が事業用であるものを除き、「その他の動産」に該当するものと取り扱って差し支えありません（通達 6 の 2－4(3)注書）。

○ また、「その他の動産」に区分される財産のうち、一個又は一組の価額が 10 万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第三）。したがって、指輪やネックレスなどの装身具のうち、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについては、「その他の動産」に区分される財産として財産債務調書に記載することとなります。

○ ただし、「その他の動産」に区分される家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 300 万円未満のものについては、その年の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものと取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 6 の 2－11(12)注書）、その動産については、財産債務調書への記載を要しないこととなります。

○ なお、財産債務調書への記載を要しないこととなる「その他の動産」については、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たり、その価額を含めないこととして差し支えありません。

【保険・保険契約に基づく定期金に関する権利】

問 32 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。

(答)

- 生命保険（共済を含みます。）に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を、その財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－11(13)イ）。

なお、加入している生命保険契約が、満期返戻金を定期金（年金形式）で受け取ることができる内容のものであっても同様の方法により価額を算定します。

（注） 損害保険契約に関する権利の価額についても、同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－11(13)イただし書）。

問 33 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 給付事由が発生している生命保険（共済を含みます。）に関する権利については、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を、その財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－11(13)イ）。

（注） 損害保険契約に関する権利の価額についても、同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－11(13)イただし書）。

【預託金等】

問 34 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

- リゾート施設を利用するための会員権の取得に際し支払った預託金又は委託証拠金その他の保証金（以下「預託金等」といいます。）で、その年の 12 月 31 日において退会することとした場合に、直ちに返還を受けることができるものについては、財産債務調書への記載の対象になります。

- なお、財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日に返還を受けることができる預託金等の額によることとして差し支えありません。

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資】

問 35 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。

(答)

- 民法に規定する組合契約のように、営利を目的として事業を行うことができる組合に対する出資については、その組合の実情に応じて、例えば、次の金額をその財産の価額として差し支えありません（通達6の2-11(13)ハ）。
- (1) その組合が行う事業に係る計算書等の送付等がある場合
「その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき計算したその組合の純資産価額又は利益の額」×「自己の出資割合」により計算した金額
- (2) その組合が行う事業に係る計算書等の送付等がない場合
出資額

【信託に関する権利】

問 36 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 信託の利益を受ける権利には、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利とがあり、前者を収益の受益権、後者を元本の受益権といい、両者を含めて信託受益権といいます。
- 信託受益権の価額は、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に定める方法により算定することとして差し支えありません（通達6の2-11(13)ニ）。
- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合
信託財産の見積価額
(注) 信託財産の見積価額は、信託財産の種類に応じて、問11の方法で算定して差し支えありません。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合
「(1)の価額」×「受益割合」により計算した価額
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合
イ 元本を受益する場合
「(1)の価額」－「ロにより算定した価額」により計算した価額
ロ 収益を受益する場合
次のいずれかの方法により算定した価額
- ① 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額
② 「その年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」により計算した金額

【参考】「複利現価の額の合計額」とは

- 「複利現価の額の合計額」とは、信託受益権に基づき将来受ける利益の額を次の算式によって計算した金額をいいます。
- (1) 「第1年目の利益の年額」×「1年後の複利現価率」＝A
「第2年目の利益の年額」×「2年後の複利現価率」＝B



- 「第 n 年目の利益の年額」×「 n 年後の複利現価率」＝ N
- (2) 「 $A + B + \dots + N$ 」＝信託受益権の価額
- (注) 1 上の算式中の「第 1 年目」及び「1 年後」とは、それぞれ、その年の 12 月 31 日の翌日から 1 年を経過する日まで及びその 1 年を経過した日の翌日をいいます。
- 2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【無体財産権】

問 37 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

- 特許権などの無体財産権の価額は、次のいずれかの方法で算定することとして差し支えありません。
- ① その権利に基づき将来受けると見込まれる補償料の額の複利現価の額の合計額
- ② 「その年中に受けた補償料の額」×「その権利の存続期間」により計算した金額

【参考】「複利現価の額の合計額」とは

- 「複利現価の額の合計額」とは、特許権などの無体財産権に基づき将来受けると見込まれる補償料の額を次の算式によって計算した金額をいいます。
- (1) 「第 1 年目の補償料の年額」×「1 年後の複利現価率」＝ A
「第 2 年目の補償料の年額」×「2 年後の複利現価率」＝ B
- ↓
- 「第 n 年目の補償料の年額」×「 n 年後の複利現価率」＝ N
- (2) 「 $A + B + \dots + N$ 」＝将来受けると見込まれる補償料の価額
- (注) 1 上の算式中の「第 1 年目」及び「1 年後」とは、それぞれ、その年の 12 月 31 日の翌日から 1 年を経過する日まで及びその 1 年を経過した日の翌日をいいます。
- 2 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【暗号資産・NFT】

問 38 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

- 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 14 項に規定する暗号資産を 12 月 31 日において保有している場合、財産債務調書への記載が必要になります（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、③前段）。暗号資産を預けている暗号資産取引所の所在が国内か国外かについては、財産債務調書への記載の要否に影響はありません。

- 財産債務調書には、暗号資産の種類別（ビットコイン等の銘柄別）及び用途別（一般用及び事業用の別）に記載してください（国外送金等調書令 12 の 2 ⑧、国外送金等調書規則 15①、別表第三）。

（注） 暗号資産の所在については、国外送金等調書規則第 15 条第 2 項において準用する国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 6 号の規定により、その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在となりますので、所在別の記載は要しません。

問 39 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいのですか。

（答）

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ②、国外送金等調書規則 12⑤、15④）。

- 活発な市場が存在する^{（注1）}暗号資産については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、財産債務調書を提出される方が取引を行っている暗号資産交換業者が公表するその年の 12 月 31 日における取引価格^{（注2、3、4）}を時価として記載します。

（注） 1 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

2 「暗号資産交換業者が公表するその年の 12 月 31 日における取引価格」には、暗号資産交換業者が財産債務調書を提出される方の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含みます。

3 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、財産債務調書を提出される方が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）を記載して差し支えありません。

4 財産債務調書を提出される方が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、財産債務調書を提出される方の選択した暗号資産交換業者が公表するその年の 12 月 31 日における取引価格によって記載して差し支えありません。

- 時価による算定が困難な場合、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載しても差し支えありません。

この場合の暗号資産の見積価額は、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます。

- ① その年の 12 月 31 日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額
- ② ①による価額がない場合には、その年の翌年 1 月 1 日から財産債務調書の提出期限までにその暗号資産を譲渡した場合における譲渡価額
- ③ ①及び②がない場合には、取得価額

問 40 国内外のマーケットプライスで購入したN F Tを保有しています。N F Tは財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

- 保有しているN F Tが、12月31日において暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合、財産債務調書への記載が必要になります（国外送金等調書法6の2①本文、③前段）。N F Tを購入したマーケットプライスの所在が国内か国外かについては、財産債務調書への記載の要否に影響はありません。

(注) N F T (Non-Fungible Token) とは、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つトークンをいいます。

- 財産債務調書には、N F Tの種類別（アート、音楽、スポーツ、ゲーム等の別）及び用途別（一般用及び事業用の別）に記載してください（国外送金等調書令12の2⑧、国外送金等調書規則15①、別表第三）。

なお、財産債務調書合計表においては、「財産の区分」欄の中の「その他の財産（上記以外）」欄に記載してください。

(注) N F Tの所在については、国外送金等調書規則第15条第2項において準用する国外送金等調書規則第12条第3項第6号の規定により、その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在となりますので、所在別の記載は要しません。

問 41 N F Tの価額は、どのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2⑥、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。

- N F Tについては、その年の12月31日におけるN F Tの現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額を時価として記載します。

(注) その年の12月31日における市場取引価格が存在するN F Tについては、当該市場取引価格を時価として差し支えありません。

- 時価による算定が困難な場合、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載しても差し支えありません。

この場合のN F Tの見積価額は、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます。

- ① その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額
- ② ①による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにそのN F Tを譲渡した場合における譲渡価額
- ③ ①及び②がない場合には、取得価額

【委託証拠金】

問 42 先物取引を行うに当たり、保有するA社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引や、信用取引等を行う際に、委託証拠金その他の保証金として現金又は有価証券を証券会社等に預託することがあります。
- この委託証拠金その他の保証金として預託した現金又は有価証券については、次のように取り扱います。
 - (1) 預託した現金
「その他の財産」に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額を記載します。
 - (2) 預託した有価証券（いわゆる代用有価証券）
「有価証券」（特定有価証券（問 5（注）参照）を除きます。）に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額^(注)並びに取得価額を記載します（通達 6 の 2－4(1)イ）。
(注) 価額は、委託証拠金その他の保証金として取り扱われた金額（いわゆる代用価格に基づく金額）ではなく、当該有価証券の時価又は見積価額を記載します。
- したがって、委託証拠金として預託した株式については、区分欄には「有価証券」と、種類欄には「上場株式（A社）」と記載します。

【各種債務】

問 43 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する債務に係る所在については、その債務の相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在のほか、その債務の相手方の氏名又は名称を記載します（通達 6 の 2－9）。
- ただし、その年の 12 月 31 日における債務の金額が 300 万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を「借入金」、「未払金」又は「その他の債務」ごとに記載することとして差し支えありません（通達 6 の 2－8(2)）。
- なお、財産債務調書の提出義務の判定のための財産の価額の合計額の算定に当たっては、財産の価額の総額から債務の金額を差し引かずに算定します。

問 44 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の 12 月 31 日における債務の現況に応じ、確実と認められる範囲の金額をいいます（通達 6 の 2－15）。
- 例えば、借入金については、その年の 12 月 31 日における借入金の元本の額を記載してください。

問 45 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ⑥、国外送金等調書令 12 の 2 ②、国外送金等調書規則 12⑤、15④）。
- なお、財産の「時価」又は「見積価額」の意義については、次のとおりとされています（通達 6 の 2－10）（問 10・問 11 参照）。
 - ① 財産の「時価」
その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。
 - ② 財産の「見積価額」
その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。
- したがって、財産を借入金で取得した場合であっても、その財産の「時価」又は「見積価額」の算定に当たり、借入金元本の額を差し引くことはできません。
(注) 財産を取得するための借入金については、債務としてその年の 12 月 31 日における金額を記載することとなります。

問 46 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の 12 月 31 日における債務の現況に応じ、確実と認められる範囲の金額をいいます（通達 6 の 2－15）。
- 連帯債務の金額については、連帯債務者のうちで負担割合が明らかになっている場合には、その負担割合に応じてあん分した金額を記載してください。
- なお、保証債務については、原則として記載する必要はありません。

Ⅲ 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

問 47 財産債務調書を提出している場合等の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項の情報の提出をその財産及び債務を保有する方ご本人に求めるものです。

本制度においては、財産債務調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法 6 の 3）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

- ① 過少申告加算税等の軽減措置（国外送金等調書法 6 ①、6 の 3 ①）

財産若しくは債務に関して生ずる所得で一定のものに対する所得税（以下「財産債務に係る所得税」といいます。財産債務に係る所得税の詳細については、問 49 をご参照ください。）又は財産に対する相続税の申告漏れが生じた場合において、提出期限内に提出された財産債務調書にその申告漏れの基因となる財産又は債務についての記載があるときは、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5 %軽減されます。

（注） 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください（以下、②においても同様です。）。

- ② 過少申告加算税等の加重措置（国外送金等調書法 6 ③、6 の 3 ②）

財産債務に係る所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じた場合において、提出期限内に財産債務調書の提出がないとき又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべきその申告漏れの基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。以下「提出がない場合等」といいます。）は、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5 %加重されます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に財産債務調書の提出がない場合又は相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき相続財産債務の記載がない場合には、加重措置の対象となりません。）。

（注） 1 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます（問 2 参照）。ただし、自身で保有している財産の価額の合計額が提出基準を満たしている方については、それらを記載した財産債務調書について提出がない場合等は、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5 %加重されますのでご注意ください。

2 「過少申告加算税等の加重措置」は、相続税及び亡くなられた方の所得税についての適用はありません。

- なお、修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」といいます。）の基因となった事実、「財産又は債務に係るもの以外の事実」^{（注）}又は重加算税

の対象となる「仮装隠蔽の事実」がある場合には、これらを除いた部分の本税額が、①の軽減措置又は②の加重措置の対象となります（国外送金等調書令 11②、12 の 3 ②）。

（注） 「財産又は債務に係るもの以外の事実」には、例えば、次のような事実が該当します。

- ・ 人的役務の提供に係る対価等に関する申告漏れ
- ・ 所得控除・税額控除の適用誤り（ただし、財産又は債務に関して生ずる所得の申告漏れに伴う所得控除・税額控除の異動・変更は含みません。）

【過少申告加算税等の加重措置の適用要件】

問 48 所得税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。

（答）

- 過少申告加算税等の加重措置とは、財産債務に係る所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じた場合において、財産債務調書の提出がない場合等は、その財産又は債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5 %加重される措置をいいます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に財産債務調書の提出がない場合又は相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき相続財産債務の記載がない場合には、加重措置の対象となりません。）（問 47 参照）。

（注） 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には、次のいずれにも該当する場合に適用されます（国外送金等調書法 6 ③、6 の 3 ②）。
 - ① 財産債務に係る所得税に関して修正申告等があること。
 - ② 上記①の修正申告等について国税通則法第 65 条（過少申告加算税）又は第 66 条（無申告加算税）の規定の適用があること。
 - ③ 提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないこと又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき上記①の修正申告等の基因となる財産若しくは債務の記載がないこと（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。）。

- なお、上記③の要件にある財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となりますが、年の中途においてその修正申告等の基因となる財産又は債務を譲渡等により有しないこととなった場合には、これらの財産又は債務は、その年分の財産債務調書（その年の 12 月 31 日において有する財産又は債務につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の 12 月 31 日において有する財産又は債務につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります。

ただし、その修正申告等の基因となる財産又は債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の財産債務調書から除外して提出することができるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこと

となります（国外送金等調書法 6 ④一括弧書後段、6 の 3 ②）。

【過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは】

問 49 過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答)

- 過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税」とは、財産又は債務に関して生ずる次の所得に対する所得税とされています（国外送金等調書法 6 の 3 ①、国外送金等調書令 12 の 3 ①、国外送金等調書規則 16）。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- ① 財産から生じる利子所得又は配当所得
 - ② 財産の貸付け又は譲渡による所得
 - ③ 財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
 - ④ 財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得
 - ⑤ 財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（以下「特許権等」といいます。）である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得
 - ⑥ 債務の免除による所得
 - ⑦ 上記①から⑥までの所得のほか、財産又は債務に基因して生ずるこれらに類する所得
- したがって、「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは、財産又は債務に直接基因して生ずる上記の所得に対する所得税の申告がなかったこと又は申告額が過少であったことをいいます。

【財産債務調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは】

問 50 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出がないこと又は記載がないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、財産債務調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で財産債務調書に記載すべき相続財産債務に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、財産債務調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続財産債務の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合がこれに該当します（通達 6 の 3－5）。

- なお、この相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人

が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、財産債務調書の提出期限において、その相続財産債務の存在を他の相続人が知らなかった場合などが考えられます。

問 51 X1～X3 年の各年分の所得税の税務調査において、X1 年に相続した財産（以下この問において「相続財産」といいます。）C に係る所得について申告漏れを指摘されました。各年の状況は次のとおりですが、いずれの年分も財産債務調書を提出していません。この場合の相続財産 C に係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。

《X1 年》

- ・退職所得を除く各種所得金額の合計額は 3,000 万円
- ・12 月 31 日において保有していた財産は次のとおり。
 - ・相続開始前から保有していた自身の財産 A（価額 5 億円）
 - ・その存在を把握していた相続財産 B（価額 12 億円）
 - ・その存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産 C（価額 4 億円）

《X2 年》

- ・退職所得を除く各種所得金額の合計額は 3,000 万円
- ・12 月 31 日において保有していた財産は A、B、C

《X3 年》

- ・退職所得を除く各種所得金額の合計額は 500 万円
- ・12 月 31 日において保有していた財産は B、C

(答)

《X1 年分について》

- 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します（問 18 参照）。
- また、過少申告加算税等の加重措置については、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書の提出がない場合等に適用されることとなりますが、その修正申告等の基因となる財産又は債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の財産債務調書から除外して提出することができるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります（国外送金等調書法 6 ④一括弧書後段、6 の 3 ②）（問 48 参照）。
- お尋ねの場合については、退職所得を除く各種所得金額の合計額は 3,000 万円であり、かつ、相続財産を除外した自身の財産 A のみで財産債務調書の提出義務を判定した場合、保有する財産の価額の合計額が 5 億円であるため、財産債務調書の提出義務者に該当します（国外送金等調書法 6 の 2 ①）。ただし、相続開始年である X1 年分の財産債務調書については、相続財産を記載しないで提出することができますので、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなり、相続財産 C に係る所得の申告漏れについて過少申告加算税等の加重措置の適用はありません。

《X2 年分について》

- 財産債務調書の提出がないことについて、相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合（問 50 参照）には、過少申告加算税等の加重措置は適用されません。

ただし、当該相続財産債務を有する者が、①その価額の合計額が 3 億円以上の財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のもの又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産で相続若しくは遺贈により取得した財産以外のものを有する者^{（注 1）}、又は②その価額の合計額が 10 億円以上の財産で相続又は遺贈により取得した財産以外のものを有する者^{（注 2）}に該当する場合は、この取扱いの対象からは除かれます（過少申告加算税等の加重措置の対象となります。）（国外送金等調書法 6 の 3 ②一括弧書・二括弧書）。

（注） 1 次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方に限ります。

イ 所得税の確定申告書を提出すべき方

ロ 一定の所得税の還付申告書を提出することができる方

- 2 所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者の方（上記 1 により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 10 億円以上の財産を有する方に限ります（令和 5 年分以後の財産債務調書について適用されます。）。

- お尋ねの場合については、その価額が 5 億円の相続財産以外の財産 A を保有していたことから、上記①に該当しますので、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産 C に係る所得の申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置の対象となります（国外送金等調書法 6 の 3 ②一）。

- なお、仮に、X2 年分の財産債務調書を提出しているものの、相続財産 C の記載がなかった場合は、財産債務調書に記載しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合に該当することから、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（国外送金等調書法 6 の 3 ②三括弧書後段）。

《X3 年分について》

- その存在を把握していた相続財産 B のみで財産債務調書の提出義務がある（国外送金等調書法 6 の 2 ③）ことから、財産債務調書を出しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合には該当しないこととなります。

そのため、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産 C に係る所得の申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置の対象となります（国外送金等調書法 6 の 3 ②二）。

- なお、仮に、X3 年分の財産債務調書を提出しているものの、相続財産 C の記載がなかった場合は、財産債務調書に記載しなかったことについて、責めに帰すべき事由がない場合に該当することから、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（国外送金等調書法 6 の 3 ②三括弧書後段）。

【年の途中で財産又は債務を有しなくなった場合の取扱い】

問 52 令和5年中に国内で保有していた株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年の財産債務調書になりますか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となります。

ただし、「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産又は債務を譲渡等により有しないこととなった場合」には、これらの財産又は債務は、その年分の財産債務調書（その年の12月31日において有する財産又は債務につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の12月31日において有する財産又は債務につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります（国外送金等調書法6④一、6の3②）。

- お尋ねの場合については、所得の申告漏れの基因となる株式を令和5年中に全て譲渡していることから、上記の「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産又は債務を譲渡等により有しないこととなった場合」に該当しますので、その年分の前年分の財産債務調書（令和4年12月31日において有する財産又は債務につき、令和5年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断することとなります。

（注） 過少申告加算税等の加重措置の概要及び適用要件の詳細については、問47・問48をご参照ください。

- なお、銘柄、用途及び所在が同一であることから、同一の区分として記載されることとなる株式^{（注）}の一部を譲渡した場合においても、これらの譲渡した株式については、その年分の前年分の財産債務調書（令和4年12月31日において有する財産又は債務につき、令和5年に提出すべき財産債務調書）により判断することとなります。

（注） 同一銘柄の株式であっても、預入先の証券会社の営業所等が異なる場合や用途が異なる場合には、その異なるごとに「個々の財産」として記載する必要がありますので、上記の取扱いに当たっては、ご注意ください。

- ただし、その修正申告等の基因となる財産又は債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限ります。）である場合には、相続開始年の年分の財産債務調書から除外して提出することができるため、その株式が相続財産であって、その相続が令和4年中に開始したものである場合には、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります（国外送金等調書法6④一括弧書後段、6の3②）。

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

問 53 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。

(答)

- 提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとき（その財産債務調書の提出が、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査通知（国税通則法第 65 条第 6 項に規定する調査通知をいいます。以下この問において同じです。）がある前にされたものである場合に限り、^(注)は、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法 6 ⑥、6 の 3 ③）。

（注） 令和 6 年 1 月 1 日前に財産債務調書が提出された場合には、その提出が、財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査通知がある前にされたものである場合に限りません。

- したがって、提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることができる場合があります。

Ⅳ その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合の取扱い】

問 54 提出した財産債務調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法について教えてください。

(答)

○ 財産債務調書（相続開始年の年分に係る財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。問 2 参照）はその年の翌年の 6 月 30 日までに提出していただく必要がありますが、提出した財産債務調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく提出期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能です。

○ その際には、当初提出していただいた財産債務調書及び財産債務調書合計表に記載済みの財産及び債務を含め、全ての財産及び債務を記載していただく必要があります。

（注） 1 誤りや記載漏れのあった財産又は債務のみを記載して財産債務調書等を再提出するものではありませんのでご注意ください。

2 提出期限後の提出であっても、それが所得税又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなされます（国外送金等調書法 6 ⑥、6 の 3 ③）（問 53 参照）。

○ ただし、提出期限内に提出していないなど、過少申告加算税等の加重措置の要件に該当する場合には、過少申告加算税等が加重されることもありますのでご注意ください（過少申告加算税等の加重措置については、問 47・問 48 をご参照ください。）。

【財産債務調書の提出方法】

問 55 財産債務調書は電子申告でも提出することができますか。

(答)

○ 「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」は、e-Tax でも提出することができます。

e-Tax のご利用方法については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご確認ください。

○ なお、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>) で所得税の確定申告書を作成される場合には、申告書の作成に続けて、同コーナーで「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」を作成・提出することもできます。